

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	美浜町

美浜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 美浜町産業建設部産業課
所在地 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 1 0 6
電話番号 0 5 6 9 - 8 2 - 1 1 1 1
F A X 番号 0 5 6 9 - 8 2 - 5 4 2 3
メールアドレス sangyoshinko@town.aichi-mihama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カモ類（カルガモ、スズガモ、キンクロハジロ）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	愛知県知多郡美浜町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	果樹	150千円	900a
	飼料作物	35千円	200a
	野菜	30千円	200a
ヒヨドリ	果樹	100千円	700a
	野菜	20千円	200a
カワラバト	野菜	30千円	120a
ヌートリア	水稻	50千円	130a
	野菜	80千円	150a
ハクビシン	果樹	300千円	300a
	野菜	120千円	120a
カモ類	海苔	3,000千円	—
合計		3,915千円	3,020a

※被害額には農業用倉庫・ビニールハウス内での被害も含む。

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・カラス、ヒヨドリ、カワラバト 被害は町内全域で発生しており、主に果樹農家と露地野菜農家からの被害の報告を受けている。 ・ヌートリア 町内全域の水路・河川近くの田・畑で被害が見られるが、被害報告があるのは限られた地域に多い。今後被害拡大することが懸念される。 ・ハクビシン 生息数が急激に増加し、町内全域に頻繁に被害報告があるようになった。家庭用菜園や農業用倉庫、ビニールハウスなど農地以外での被害報告も多くあった。さらに被害拡大することが懸念される。 ・アライグマ、ムクドリ 現在は農作物の被害はないが、近隣地域からの侵入により、今後、農作物被害が予想される。 ・タヌキ 町内複数箇所での目撃情報があり、被害は報告されていないが、今後、農作物への被害が予想される。 ・キツネ 町内の一部の地域で目撃情報があり、今後、農作物への被害が予想される。 ・カモ類 カモ類による海苔の食害が発生し、水産業に被害が出ている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
農産物被害	915千円	824千円
	3,020a	2,718a
水産物被害	3,000千円	2,700千円
	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、カワラバト 猟友会に委託し猟銃による駆除を年5回実施している。 ・ヌートリア、ハクビシン 	カラス、カワラバト合計80羽駆除（令和3年度）しているが、農作物被害はあまり減少していない。（農家・農地自体が減少しているので、結果から見ると減少している。）猟友会の会員の減少と高齢化により委託駆除の継続が将来

	申請のあった者に対し、捕獲にあたる遵守事項を条件に捕獲許可を交付し、捕獲檻の貸出しを行う。	的に難しい。駆除にあたっては、近隣住民の理解が必要である。捕獲した動物の処分方法について、令和4年度から焼却炉が現在より遠くに移転するため、焼却ではなく埋設による処分を検討する必要がある。埋設となると適切な場所を用意する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	個々のハウス農家がハクビシン対策のため防護柵を設置する。	わずかな隙間でもハウスに入ってくるため、隙間の無いような設置の仕方であれば効果が無い。しっかりした防護柵や施錠が必要である。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・カラス、ヒヨドリ、カワラバト 猟友会に委託し、猟銃による駆除を引き続き行う。猟銃を使用することが難しい場所は、カラス箱・ドバト用捕獲器などの捕獲わなの設置も検討する。また、被害が著しい場合に捕獲檻や追払い等の実施も検討し、導入している市町の状況を参考とする。 ・ヌートリア、ハクビシン 貸出用捕獲檻で効果的に捕獲を推進する。申請のあった者に対し、捕獲にあたる遵守事項を条件に捕獲許可を交付し、捕獲檻の貸出しを行う。また、ビニールハウスの中の作物被害が予想される場合は、効果的に防護柵を設置するよう農家を指導する。 ・カモ類 漁業協同組合が猟友会に委託し、駆除を実施する。 ・共通 有害鳥獣の実態や被害を把握するため、聞き取り、現場確認などを行う。被害防止に関する理解を深めるため、PRパンフレットなどを活用しながら、情報提供を推進する。町担当職員については、狩猟免許（わな猟）を取得する等、知識の習得に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none">・ヌートリア等の獣類 貸出用捕獲檻を活用し、捕獲体制の整備を行う。申請のあった者に対し、捕獲にあたる遵守事項を条件に捕獲許可を交付し、捕獲檻の貸出しを行う。・カラス等の鳥獣 猟友会へ委託予定。町が捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可する。・カモ類 漁業協同組合が猟友会へ委託した後に、捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヌートリア等の獣類	捕獲用の檻を必要数に応じて随時購入していく。農家等にわな資格を積極的に取得するよう指導する。また担当する町職員がわな資格を取得できるよう予算等の処置をしておく。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">・ヌートリア、ハクビシン 被害の根絶を目的に捕獲等を推進する。・アライグマ、タヌキ、キツネ 農作物被害と生息状況を確認しながら適切な捕獲等を行う。・カラス、カモ類 以前の駆除実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。・カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ 被害が甚大に及ぶ場合は臨機応変に対応し、駆除数を増やす。

対象鳥獣	捕獲計画数等（匹・羽）			【参考】 捕獲実績
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度
ヌートリア	15	15	15	0
アライグマ	5	5	5	0
ハクビシン	20	20	20	11
タヌキ	5	5	5	0
キツネ	1	1	1	0
カラス	40	40	40	25
カワラバト	50	50	50	55
ムクドリ	10	10	10	0
ヒヨドリ	10	10	10	0
カモ類	30	30	30	0

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣類（ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ） 貸出用捕獲檻を活用し、捕獲体制の整備を行う。申請のあった者に対し、捕獲にあたる遵守事項を条件に捕獲許可を交付し、捕獲檻の貸出しを行う。 ・ 鳥類（カラス、カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カモ類） 猟友会に委託し、猟銃による駆除を実施する。また猟銃を利用できない農地ではカラス用・カワラバト用捕獲わなを購入し、わなの設置による駆除を実施し、年間を通して捕獲を図る。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美浜町	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヌートリア アライグマ ハクビシン タヌキ キツネ	被害状況に応じて、各農家へ侵入防止柵を設置するよう指導する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
なし	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	鳥類 中小型獣類	地域全体での防除の意識啓発のため、農作物等の残渣を放置しない等鳥獣を誘引しないように注意喚起、情報発信を行う。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美浜町産業課	農業被害等の情報、有害鳥獣の情報の提供があり、駆除が必要と判断した場合、駆除事業を実施する。
知多中央猟友会美浜支部	警察署・町からの必要に応じて駆除業務行う。
愛知県警半田署	身体等の被害があった場合対応する。

(2) 緊急時の連絡体制

町民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（産業課担当者）を明らかにしておく。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として焼却処分、焼却ができない場合には埋却処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品として利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため該当なし。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

設置の予定なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
美浜町産業課	被害の情報提供、被害報告の聴取、情報の提供、捕獲許可、捕獲檻貸出、捕獲檻の設置、猟銃によるカラス駆除
あいち知多農協美浜営農センター	有害鳥獣による農作物被害情報の収集・提供
知多中央猟友会美浜支部	有害鳥獣駆除実務対応

愛知県知多農林水産事務所農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県知多県民事務所環境保全課	鳥獣の保護管理の適正化、情報提供
愛知県農業共済組合尾張支所半田出張所	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供
野間漁業協同組合	漁業者の被害状況把握及び被害防止の実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう、パンフレット等を活用して情報提供を推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、かつ被害の防止に成功している事例があれば、視察等により美浜町においても実施可能か検討する。今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。